

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正 (自然保護課) 一
- 生活保護法による指定介護機関の指定 (社会福祉課) 三
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) 六
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 六
- 都市計画変更案の縦覧(二件) (都市計画課) 七
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (同) 八
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (下水道課) 八
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課) 九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 九
- 宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一〇
- 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則 (同) 一〇

雑 報

○仙台松島道路(第VI期)工事の一部完了
正 誤 一〇

○宮城県公報第二五一号中
一〇

告 示

○宮城県告示第四十八号

平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二十三号の次に次の七号を加える。

二十四 大指地区 (石巻市北上町十三浜字浪田の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	二階建	三階建
	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十二条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十二条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の下欄	四十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	三百三十平方メートル

二十五 福貴浦地区 (石巻市福貴浦小田浜の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則		読 替 え 前		読 替 え 後	
第十一条第四項第二号	二階建	三階建	十メートル	十三メートル	
第十一条第四項第四号	十メートル	十三メートル	千平方メートル	百九十四平方メートル	
第十一条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント	千平方メートル	百九十四平方メートル	
第十一条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント	千平方メートル	百九十四平方メートル	
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十四平方メートル	千平方メートル	百九十四平方メートル	
第十一条第九項第七号	千平方メートル	百九十四平方メートル	千平方メートル	百九十四平方メートル	

二十六 大原浜地区 (石巻市大原浜大草山の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則		読 替 え 前		読 替 え 後	
第十一条第四項第二号	二階建	三階建	十メートル	十三メートル	
第十一条第四項第四号	十メートル	十三メートル	千平方メートル	百九十四平方メートル	

第十一条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十四平方メートル
第十一条第九項第七号	千平方メートル	百九十四平方メートル

二十七 鮎川浜清崎地区 (石巻市鮎川浜清崎山の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則		読 替 え 前		読 替 え 後	
第十一条第四項第二号	二階建	三階建	十メートル	十三メートル	
第十一条第四項第四号	千平方メートル	百九十四平方メートル	千平方メートル	百九十四平方メートル	
第十一条第四項第六号の表中「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント	千平方メートル	百九十四平方メートル	
第十一条第四項第六号の表中「第二種特別地域」の下欄	四十パーセント	二百パーセント	千平方メートル	百九十四平方メートル	
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十四平方メートル	千平方メートル	百九十四平方メートル	
第十一条第九項第七号	千平方メートル	百九十四平方メートル	千平方メートル	百九十四平方メートル	

二十八 立浜地区 (石巻市雄勝町立浜字天神の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号

及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	二階建 十メートル	三階建 十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	百九十四平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十四平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	百九十四平方メートル

二十九 石浜・名足地区 (南三陸町歌津字北の沢の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	三百二十五平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	三百二十五平方メートル

第十一条第九項第七号ロ

千平方メートル

三百二十五平方メートル

三十 長清水・寺浜地区 (南三陸町戸倉字小細谷外の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	三百三十平方メートル

○宮城県告示第十四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションたんぼぼ	遠田郡美里町北浦字連沼三十五番一	有限会社konno	遠田郡美里町北浦字米谷七十三番地の三	平成二十五年十一月二十六日
訪問介護にこライフ	名取市増田六丁目五番二十四号	合同会社にこライフケアセンター	名取市増田六丁目五番二十四号	平成二十五年十一月十五日

二 訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問入浴春夏秋冬	気仙沼市後九条二百八十三番地二	株式会社春夏秋冬	気仙沼市後九条六十八番地五	平成二十五年九月一日

三 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションであいて	石巻市小船越字堤下六十六番地	株式会社白樺	石巻市小船越字堤下六十六番地	平成二十五年十一月一日
公益社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	平成二十五年十月一日

四 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
森内科クリニック	名取市下余田字鹿島八六一五	森精一	名取市下余田字鹿島八六一五	平成二十五年十月一日

五 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
七ツの森デイサービス	黒川郡大和町宮床字森ノ腰百三十二	株式会社リツワ	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢六十六番地	平成二十五年十一月一日
やわらぎ蛇田デイサービス	石巻市蛇田字福村北三十六番一	有会社やわらぎ介護センター	石巻市大橋三丁目四番地の八	平成二十五年十月一日
茶話本舗デイサービスなとり亭	名取市名取が丘二丁目一番七号	株式会社和光	仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十号	平成二十五年十一月一日
J Aみどりのデイサービスセンターうらら	大崎市田尻字北大杉八十八番地	みどりの農業協同組合	遠田郡美里町素山町一番地	平成二十五年九月十六日

六 通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人社団健育会 石巻港湾病院	石巻市門脇町一―二―二十一	医療法人社団健育会	東京都板橋区桜川一―十九―一	平成二十五年十月一日

七 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアプラン七ツの森	黒川郡大和町宮床字森ノ腰百三十二	株式会社リツワ	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢六十六番地	平成二十五年十一月一日
白樺居宅介護支援事業所	石巻市小船越字堤下六十六番地	株式会社白樺	石巻市小船越字堤下六十六番地	平成二十五年十一月一日
居宅介護支援事業所ジュイール	大崎市古川北町二丁目五番十五号	医療法人社団仁徳会	大崎市古川北町二丁目五番十二号	平成二十五年十月一日
公益社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	平成二十五年十月一日

八 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションたんぼぼ	遠田郡美里町北浦字連沼三十五番一	有限会社konnno	遠田郡美里町北浦字米谷七十三番地の三	平成二十五年十一月二十六日

九 介護予防訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問入浴春夏秋冬	気仙沼市後九条二百八十三番地二	株式会社春夏秋冬	気仙沼市後九条六十八番地五	平成二十五年九月一日

十 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションであいて	石巻市小船越字堤下六十六番地	株式会社白樺	石巻市小船越字堤下六十六番地	平成二十五年十一月一日
公益社団法人宮城県看護協会大崎訪問看護ステーション	大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	平成二十五年十月一日

十一 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
七ツの森デイサービス	黒川郡大和町宮床字森ノ腰百三十二	株式会社リツワ	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢六十六番地	平成二十五年十一月一日
やわらぎ蛇田デイサービス	石巻市蛇田字福村北三十六番一	有限会社やわらぎ介護セン ター	石巻市大橋三丁目四番地の八	平成二十五年十月一日

十二 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人社団健育会 石巻港湾病院	石巻市門脇町一―二―二十一	医療法人社団健育会	東京都板橋区桜川二―十九―一	平成二十五年十月一日

十三 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
白樺居宅介護支援事業所	石巻市小船越字堤下六十六番地	株式会社白樺	石巻市小船越字堤下六十六番地	平成二十五年十一月一日

○宮城県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
特別養護老人ホームうらやす	名取市小塚原字遠東一番地二	社会福祉法人みずほ	名取市小塚原字遠東一番地二	平成二十五年九月一日
新	名取市下余田字鹿島八十六―五		名取市下余田字鹿島八十六―五	

○宮城県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

業土手外地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年一月二十八日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、気仙沼都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画道路

2 名称 三・四・四号片浜鹿折線

三・四・七号魚市場中谷地線

三・四・十二号南町魚市場線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

気仙沼市河原田一丁目、河原田二丁目、魚市場前、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、港町、仲町一丁目、内ノ脇、内の脇一丁目、浜見山、南郷、南町二丁目、

南町三丁目、南町四丁目、八日町一丁目、八日町二丁目及び本郷の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

気仙沼市魚市場前、魚町一丁目、魚町二丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、仲町一丁目、仲町二丁目、内ノ脇、内の脇一丁目、南郷、南町四丁目及び弁天町一丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び気仙沼市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十六年一月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画道路

2 名称 三・四・三号十日町大森線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

本吉郡南三陸町志津川十日町、同字南町、同字本浜町、同字大森町及び同字大森の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

なし

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び南三陸町役場（復興市街地整備課）

四 縦覧期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十六年一月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
 ○宮城県告示第五十四号
 名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 名取市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十五号

亶理町から亶理都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 亶理都市計画市場

2 名称 地方卸売市場 宮城県漁業協同組合亶理支所魚市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

名取市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

変更なし

2 名称

変更なし

三 事業施行期間

「昭和五十一年一月十六日から平成二十八年三月三十一日まで」

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、金洗堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年十二月二十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年十一月二十四日	田 中 榮 夫	加美郡色麻町一ノ関字鹿野八番地一	監 事
平成二十五年十一月二十四日	遠 藤 久 雄	黒川郡大衡村大衡字要害二一	監 事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年十一月二十三日	田 中 榮 夫	加美郡色麻町一ノ関字鹿野八番地一	監 事
平成二十五年十一月二十三日	小 川 俊 一	黒川郡大衡村大衡字要害六七	監 事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県庶務業務支援システムに係る保守・運用等業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年十一月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 富士通株式会社東北支社（e・m i y a g i 庶務業務支援システムサポーター企業連合代表構成員） 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 一億六千四百八十七万一千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年十月十五日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十二一四	平成二十五年十二月一日
田谷薬局	気仙沼市田中前一一一十	平成二十五年十二月一日
スズキ薬局	気仙沼市田中前三一七七八	平成二十五年十二月一日
新城調剤薬局	気仙沼市東新城一六一十四	平成二十五年十二月一日
三峰調剤薬局	気仙沼市松崎柳沢二百八十八一五	平成二十五年十二月一日

本吉調剤薬局	気仙沼市本吉町津谷新明戸三百二十六一	平成二十五年十二月一日
はしかみ調剤薬局	気仙沼市長磯牧通九十八一	平成二十五年十二月一日
スマイル薬局玉浦店	岩沼市押分字新田東百三十八一	平成二十五年十二月一日
アイン薬局岩沼店	岩沼市中央一三三一十	平成二十五年十二月一日
訪問看護ステーションであいて	石巻市小船越字堤下六十六	平成二十五年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更前	つばさ薬局玉川店	塩竈市玉川一五一一二
変更後	つばさ薬局玉川店	塩竈市玉川一五一十六
変更前	有限会社大宮薬局十日町店	大崎市古川十日町九一二十八
変更後	古川東町調剤薬局	大崎市古川東町一一二十二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定廃止年月日

スマイル薬局河北店	調剤	石巻市成田字小塚百三十二一四	平成二十五年十月三十一日
スマイル薬局玉浦店	調剤	岩沼市押分字新田東百三十八一	平成二十五年十月三十一日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第7号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月20日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第117条の2の2第1号」を「第117条の2の2第3号」に改める。

別記様式第2号から別記様式第4号までの規定中「第117条の2の2第1号」を「第117条の2の2第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月20日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の18の項中「黒川郡富谷町穀田字松葉55番12先まで」を「黒川郡富谷町富谷字源内63番8先まで」に改める。

附 則

この規則は、平成25年12月22日から施行する。

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十二條第二項の規定により、仙台松島道路（第Ⅵ期）工事の一部の完了について、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県道路公社

理事長 千 葉 三 郎

一 路線名 県道仙台松島線

二 工事の区間 宮城県利府町春日から宮城県松島町根回まで

三 工事の種類 改築

四 工事一部完了年月日 平成二十五年十二月二十四日

正 誤

○宮城県公報第二五一一号（平成二十五年十一月二十六日付け）中

ページ	段	行	正	誤
一	下	後ろか ら二	(二) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。